

## 女性活躍推進法に基づく計画

社会福祉法人  
水戸市社会福祉協議会

1 管理職に占める女性労働者の割合を45%以上にする。

○現在の管理職に占める女性労働者の割合

|     | 令和6年4月1日現在 |
|-----|------------|
| 管理職 | 41.6%      |

2 全職員の男女休業取得率100%を目指す。

○男女別の育児休業取得率

|    | 令和6年度  |
|----|--------|
| 男性 | 50.0%  |
| 女性 | 100.0% |

○労働者にける男女の賃金の差異

|         | 男女の賃金の差異<br>(男性の賃金に対する女性の賃金割合) |
|---------|--------------------------------|
| 労働者全員   | 78.2%                          |
| 正職員     | 95.3%                          |
| 短時間勤務職員 | 109.5%                         |

対象期間：令和5年（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

賃金：基本給，時間外，賞与等を含む

退職手当，通勤手当等を除く

正職員：正規の時間数を働く職員

短時間勤務職員：有期及び無期の職員より短い時間働く職員